

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(9)

目次

規則

○富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第34号

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 病院事業勘定科目の費用勘定の表中

「			(給料)	常勤の職員の本給	」
を			(給料)	職員の本給	」
に、			(手当)	常勤の職員の扶養、暫定、期末 時間外勤務その他の諸手当（退 職手当を除く。）以下の区分は 給料に準ずる。	」
を			フルタイム 会計年度任 用職員給 (手当)	職員の扶養、暫定、期末、時間	」

				外勤務その他の諸手当（退職手当を除く。）
--	--	--	--	----------------------

に、

			賃金 報酬	臨時又は非常勤の職員の報酬及び賃金 臨時又は非常勤の顧問、参与又は嘱託員に対する報酬
--	--	--	----------	---

を

			フルタイム 会計年度任用職員手当 パートタイム 会計年度任用職員手当 報酬	臨時若しくは非常勤の顧問若しくは参与又はパートタイム会計年度任用職員に対する報酬
--	--	--	---	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和2年度の会計事務から適用し、令和元年度の会計事務については、なお従前の例による。

(医務課)